

## 公の施設の指定管理者募集について

公の施設の管理運営に指定管理者制度を導入している計78施設のうち、5施設の指定管理期間が令和7年3月31日に満了します。

つきましては、本年度、次のとおり指定管理者候補者となる団体を募集します。

### 1. 指定管理者候補者の募集方法について

○公募する施設 0施設

○非公募とする施設 5施設

※「指定管理者制度の運用に関する方針」に基づく非公募の判断基準

- (1) 「公共施設のあり方指針」において見直し対象とした施設
  - (2) 地域との結びつきが強く、住民団体による管理が適している施設
  - (3) 施設の設置目的や経過等から従来の管理者が適切である施設
  - (4) 市が特定の施設を管理運営させることなどを目的に設立した財団や第3セクター（50%以上出資）が指定管理者となっている施設
  - (5) PFI事業者が指定管理者となる施設
- ただし、当初の指定期間の終了以後、指定管理者を募集する場合は、原則として公募とします。
- (6) その他、特別な理由により非公募とすることが適当と判断される施設

### 2. 指定管理期間について

5年を基本とします。ただし、「公共施設のあり方指針」において見直し対象とした施設については2年を基本とし、見直しの方針に沿った取組を進めていきます。

※個別の事情により、基本の期間を変更することがあります。

### 3. 非公募とする施設（5施設）

- (1) 「公共施設のあり方指針」において見直し対象とした施設【判断基準(1)】  
 (指定管理期間：3年)

No	施設名	施設担当課	現在の指定管理者
1	平田体育館	文化スポーツ課	NPO法人ひらたスポーツ・文化振興機構
2	斐川第2体育館	文化スポーツ課	NPO法人斐川スポーツ協会

※両施設は、出雲市総合体育館の供用開始後5年以内に廃止する方針である。今後の施設の取扱い方針により指定管理期間を変更することもある。

(2) 施設の設置目的や経過等から従来の管理者が適切である施設【判断基準(3)】

(指定管理期間：5年)

No	施設名	施設担当課	現在の指定管理者
3	市営住宅(山村住宅・特定公共賃貸住宅・小集落改良住宅・定住促進住宅)	建築住宅課	島根県住宅供給公社

※島根県住宅供給公社から令和6年5月に無償譲渡を受けた定住促進住宅(エスポワール小松)、令和7年5月に無償譲渡を受ける定住促進住宅(おおくら)を含む。

(3) その他、特別な理由により非公募とすることが適切と判断される施設【判断基準(6)】

(指定管理期間：2年)

No	施設名	施設担当課	現在の指定管理者
4	平成スポーツ公園	文化スポーツ課	NPO 法人川と湖いきいき神西

※隣接する出雲平成温泉の民間譲渡の進捗によって、指定管理の業務等の変更が必要となる。

(指定管理期間：3年)

No	施設名	施設担当課	現在の指定管理者
5	出雲市ご縁広場	観光課	(株)アリオン

※物販スペース等の貸付部分を除く。平成29年度に行った出雲市ご縁広場の新たな活用に関する提案募集により、市と協定を締結している。協定が終了する令和9年度までの3年間を指定管理期間とする。

#### 4. 今後のスケジュール

	非公募施設 2 施設 (市営住宅、出雲市ご縁広場)	非公募施設 3 施設 (平田体育館、斐川第 2 体育館、平成スポーツ公園)
7 月		
8 月	申請期間 (8 月下旬～10 月上旬)	
9 月		
10 月		
11 月	指定管理者候補者選定委員会	申請期間 (11 月中旬～12 月下旬)
12 月	12 月議会 議案提出	
1 月		指定管理者候補者選定委員会
2 月		
3 月		3 月議会 議案提出